

# 国家・社会関係の変容

——C・オッフエにおける「作為」と「制御」の論理の検討を通じて—— (一)

田村 哲樹

## 目次

はじめに

### 第一章 問題意識

#### 第一節 問題の所在

#### 第二節 「作為」と「制御」

(1) 政治と「作為」の論理

(2) 「制御」と「作為」

#### 第三節 従来のオッフエ評価とその検討(以上、本号)

### 第二章 「後期資本主義」論の問題設定

### 第三章 国家における「作為」の論理とその限界

### 第四章 社会による「作為」の論理再活性化への契機

第五章 国家・社会関係の変容  
おわりに

## はじめに

九〇年代の今日の社会科学・政治学においては、従来の社会政治秩序が変容を遂げつつあることについて、ある程度の共通理解が形成されつつあるように思われる。たとえば、福祉国家研究を見てみよう。八〇年代には、「福祉国家の危機」を経て、福祉国家の「不可逆性」という評価が支配的であった<sup>(1)</sup>。また「不可逆性」論とほぼ期を共にして、各国の危機への対応の違いや政治的・経済的パフォーマンスの違いに焦点を当てた比較福祉国家研究も興隆したが、多くの場合、「危機」から「不可逆性」へという認識を理論的前提としていた。

これに対して、九〇年代になると、「不可逆性」論では問題を十分に把握しきれないとして、「ポスト福祉国家」という議論が登場してきている<sup>(3)</sup>。確かに現段階では、依然として「ポスト」の内実について理解が共有されているとは言いがたいが<sup>(4)</sup>、R・ミシュラ Ramesh Mishra の次のような見解は、共有されているように思われる。

「危機」の数十年を通じての社会的保護の諸制度の本質的連続性と安定性についての「不可逆性論」による福祉国家の「耐久性の」強調は、恐らく無意識のうちに、福祉国家の展開に関する、ある他の変化を見落とす傾向に

あった：イデオロギー的・政治的に、福祉国家は、七〇年代中期以前の時期と比べて、今日、非常に異なる世界に存在しているのである。<sup>(5)</sup>

社会保障制度や福祉サービスの全廃・廃絶はありえないという意味で「不可逆性」論は正しいが、「不可逆性」の論理では語り尽くせない「ある他の変化」の理解こそが重要なのである。ミシュラは、結論において次のように述べている。

社会政策…はポスト・モダンの時代の一つの特徴のままである。しかし、社会政策の明確な表現としての戦後「福祉国家」、すなわち急進的社会主义の挑戦への対応としての西洋における資本と労働の間の「和解」は、歴史へと移行するであろう。<sup>(6)</sup>

戦後「福祉国家」としての労資「和解」が「歴史へと移行する」とは、社会民主主義的な福祉国家の時代が終焉し、「福祉の（再）政治化」の時代が到来しているということである。<sup>(7)</sup>このように、「ポスト」福祉国家論は、福祉国家の将来が政治的決定に委ねられるようになってきていることを明らかにしつつあるといえよう。

現在の変容過程を、より体制論的な視点から捉えようとする議論もいくつか現れてきている。佐々木毅は、「組織資本主義」としての「20世紀型体制」が、八〇年代以降、「激変」にさらされている状況を論じている。この状況は、「フランス革命以後の歴史」であった「権力集中の歴史」が、「国家」民主政治の動揺」によって「激変」にさらされ、「権力の拡散」とその「慎重な制度化」へと向かわざるをえないことを示しているのである。<sup>(8)</sup>

社会学者の山之内靖も、状況認識としては佐々木と同様の見解を示している。佐々木は「組織資本主義」とその「権力集中」を「20世紀型体制」として、先進諸国における共通性の相を強調したが、山之内も、先進諸国の共通の特徴を把握するために「総力戦体制」という概念を用いる。この概念は、全体主義（ファシズム）と（自由）民主主義（ニューディール）の相違ではなく、両者に共通する「社会の編成替え」という視点から分析するための概念である。「総力戦体制」は、「専門家を頂点とする中央集権的なハイアラーキー」を生み出し、反体制勢力を体制内に制度化した。「総力戦体制」によるこのような「社会の編成替え」によって、「階級社会からシステム社会への移行」が発生した。「システム社会」とは、「公生活のみならず、私生活をも含めて、生活の全領域をシステム循環のなかに包摂する体制」である。この社会においては、憲法による民主主義の原理の宣言も、福祉国家による人々の権利保障も、結局のところ、国家による人々の「国家市民」としての体制内統合・包摂のための方策にすぎず、「体制内統合によって獲得される民主主義的権利は、不可避免的に排除と差別を構造的に制度化してゆく」。したがって、「システム社会」に対抗する主体である「新しい社会運動」は、そのような権利の獲得を目指すべきではないとされるのである。<sup>(9)</sup>

佐々木と山之内は、二〇世紀における国家中心の社会政治秩序のあり方を問題にし、そこからの転換の必要性を主張するという点で一致している。しかし、彼らには決定的な相違も存在する。というよりも、一見、極めて類似した現状認識を示しているようでいて、実は、彼らはある一点において決定的に袂を分かっている、と思われるのである。それは、ある社会政治秩序を批判する際に、その批判の契機を当該秩序の「内部」に求めているか、それとも当該秩序の「外部」に求めているか、という相違である。ここでの「内部」と「外部」という区分は、その理論家の方法論的レベルに関わるものである。M・ウォルツァー Michael Walzer の言葉を借りれば、「私たちは私たち

が現にいる場所からしか出発せざるをえないのだ<sup>(10)</sup>という考え方に立脚しているかどうかという区別である。

この「内部」と「外部」という観点からすると、山之内が、自由民主主義体制も福祉国家も、もっぱら「ある種の全体主義」という相においてのみ把握していることが問題となる。すなわち、山之内は、彼の言う「システム社会」を「全体主義」として捉えることによって、その「内部」に変革のための積極的な契機を見出すことを拒否しているのである。確かに彼は、「資本主義の発展が生み出した社会的所産」であり、その意味でシステムに「内在する」、「新しい社会運動」に「システム社会」の統合に対抗する可能性を見出しはいる。しかし、この運動は「資本主義システムの範囲外にその立場を求めている」との指摘に端的に示されているように、この運動の意義は、それが（資本主義）「システム」の外部に存在していることに見出される。すなわち、山之内においては、あらゆる要素はすべて体制内統合される他ないので、「システム社会」の「内部」には積極的な契機は存在せず、もっぱらその「外部」にのみ「システム社会」を乗り越える契機が求められるのである。したがって、そこに、「システム社会」の「内部」に立って、そこからどのようにして社会政治秩序を制御していくのかという視点を見出すことはできないのである。

社会学者の山之内の議論をやや詳細に批判的に検討してきたのは、ラディカル・デモクラシーや市民社会の政治理論においても、彼と共通する志向性が見受けられる場合があるからである。例えば、日本におけるラディカル・デモクラシー論の代表的論者の一人である千葉眞の議論を取り上げてみたい。彼は、「市民の自由の政治」としてのラディカル・デモクラシーの政治<sup>(12)</sup>について、それは、「自由民主主義体制」に取って代わるものではなく、あくまで「自由民主主義体制の枠組みのなかで真なるデモクラシーの酵母として作用する」ものと述べる<sup>(13)</sup>。政治自体を「目的」とするラディカル・デモクラシーの概念を「無批判に振りかざす」ことは「危険」であるし、「手段としての政治」と

しての自由民主主義体制の「不可避性ないし不可欠性」は、承認されなければならないからである。<sup>14)</sup>

しかしながら他方で、千葉は、S・S・ウォリン Sheldon S. Wolin の「既存体制かデモクラシーか」という二者択一の「原理的選択」に深い共感を示し、今日におけるデモクラシーの原理は、「抵抗の原理としての性格を色濃く帯びる」とも述べるのである。<sup>15)</sup> また、しばしば、政治的エリートと一般民衆とを対立的に捉える図式が提出されている。<sup>16)</sup> ここに存在するのは、ラディカル・デモクラシーと自由民主主義体制とを対立的に理解しようとする志向性である。現実の自由民主主義体制を想起すると、このような評価が全く妥当性を欠くとは言い難い状況も存在することは確かであろう。しかしそれにも関わらず、問われるべきは、まさにこのような志向性であるように思われる。現実の自由民主主義体制の論理の「内部」(ウォルツァー)にも、デモクラシーの進展のための何らかの契機(「酵母」)を見出すことなくして、果たしてどのようにして、単なる形式的な言及に止まらずに両者の関係を理論化することが可能であろうか。<sup>17)</sup>

このような観点からすれば、B・エプシュタイン Barbara Epstein が、「ラディカル・デモクラシーは国家及び階級から離脱した(is detached) 政治を提起している」と指摘した上で、「国家の側での肯定的な社会的介入の可能性」を主張していることは注目されてよい。エプシュタインは、「不平等と権力、どのようにリソースが用いられるのか、及び誰が決定するのかといった諸問題に取り組みプログラムを提唱する必要性」を指摘している。<sup>18)</sup> ここには、「権力の拡散の慎重な制度化」を、「デザインし、実行する上で、政治権力は一定の役割を果たさなければならない」と主張する佐々木と共通する視点が存在している。<sup>19)</sup> すなわち、エプシュタインと佐々木は、既存の秩序の「内部」に位置する政治権力Ⅱ支配による、民主主義のさらなる展開のための不可欠な役割を承認しているのである。しかし、逆に、彼らにおいては、ラディカル・デモクラシーによる問題提起の核心である、非国家的水準における政治の活性

化という観点が、国家における政治に回収され希薄化されてしまう傾向あるいはその論理的可能性があるように思われる。

ここまでの検討を踏まえると、問題は次のように定式化できるように思われる。すなわち、国家の政治とそこでの政治権力行使という水準と、それに包摂されないラディカル・デモクラシーの政治という水準を両立可能にするための理論はどのようなものか、そしてその理論に求められる要素は何か、という問題である。

J・コーエン Jean Cohen と A・アラート Andrew Arato が、その市民社会の政治理論において取り組んでいるのが、まさしくこの問題である。彼女たちは、「参加民主主義的意思決定の、国家と経済を含むあらゆる社会領域への、調整原理としての一般化」の克服を重要な課題とする<sup>23)</sup>。そのために提起されるのが、「自己制約 (self-limitation)」である<sup>24)</sup>。

しかし同時に、コーエン／アラートは、権力や貨幣といった「制御メディア」に対する「何らかの重要な社会的制御の手段」がなければ、市民社会を自律的・民主的領域として維持することはできないとも主張する<sup>25)</sup>。それゆえ、「政治的・経済的諸制度の民主化の可能性」、すなわち「国家もしくは経済諸制度への制度化されたコミュニケーション的行為諸形態導入の可能性」が論じられるのである。そのために、コーエン／アラートは、「システム」領域における「制度的水準」、すなわち「政治的・経済的な媒介諸制度」を分析的に剔出する。「制度」として具体的に挙げられるのは、政治的結社、政党、議会などである。これらに制度化された討議は、サブシステムの自己規制を損なわずに、それに圧力を及ぼすことができるし、逆に、サブシステムの自己規制的な手続そのものの一部として確立されるべきものでもあるとされるのである<sup>26)</sup>。

コーエン／アラートは、一方で、「自己制約」によって市民社会における政治的行為の意義を強調するとともに、

他方で、国家や経済という「システム」の領域における「制度的水準」を分析的に設定することによって、市民社会による国家・経済の民主主義的制御を構想している。このようにして、彼女たちは、国家レベルの政治と非国家的レベル（市民社会）の政治を両立可能にする理論を提出した、と思われるのである。

しかしそれにもかかわらず、コーエン／アラートの議論に問題点がないわけではない。例えば、R・アクストマン Roland Axtmann も指摘するように、彼女たちは、「媒介諸制度」について十分な検討を行なっていない。<sup>24</sup>確かに、この論点が、彼女たちにとって重要な論点ではなかったにすぎないと考えることも可能である。<sup>25</sup>しかし私には、これは、彼女たちが理論的に依拠し、そして部分的に乗り越えようとしている、J・ハーバーマス Jürgen Habermas の社会理論に孕まれている問題性が、十分には払拭されていないことを意味しているように思われる。

ハーバーマスの「システム」・「生活世界」理論に対しては、すでに様々な批判が提出されているが、ここでは次の三点を指摘しておきたい。第一に、「戦略的行為」の位置づけの問題、第二に、「決定」と「責任」の問題、そして第三に、個人レベルでの主体形成の問題である。

第一点目について。ハーバーマスは、その著書『哲学的・政治的プロフィール』において、「了解」を志向する「コミュニケーション的行為」に対して、「戦略的行為」を、「結果を志向する社会的相互行為の形態」と規定し、このような戦略的行為を通じての政治権力をめぐる闘争は、承認されなければならないと主張している。彼は、H・アーレント Hannah Arendt に対抗して、「戦略的行為」が「社会的相互行為」の一形態であることを認めるのである。<sup>26</sup>しかし、彼は、「正統な権力はただ、強制のないコミュニケーションを通じて共通の確信を形成する人々のもとのみ『発生する』」とも述べる。つまり、戦略的行為のみに基づいた権力は、「正統」なものではありえないとされるのである。<sup>28</sup>このように、ハーバーマスにおいて、確かに「戦略的行為」は承認されるが、規範的には「コミュニケーション

「動的行為」が上位に置かれるのである。果たして、このような枠組で、現実の政治過程における政治諸勢力の対抗のダイナミズムを、十分に把握することは可能であろうか。すなわち、「戦略的行為」に基づく権力を「非正統」とすることによって、「戦略的行為」に基づいた改革を論じる(論理的)可能性を閉ざしてしまわないであろうか。結局のところ、ハーバースマスにおいては、「戦略的行為」自体のダイナミズムは、「システム」の作動メカニズムへと還元されてしまうのではないだろうか。そして、コーエン/アラートもまた、市民社会のコミュニケーション的行為による「システム」(国家・経済)の間接的制御について語るとはいえ、「システム」の内部における「戦略的行為」自体のダイナミズムを語ることはないのである。

第二の問題は、「決定」の重要性と困難性に関わる問題である。コミュニケーション的行為、あるいはそれに基づく「討議」は、必ずしも「合意」をもたらすとは限らないのであり、<sup>30)</sup> そうだとすれば、それだけでは「決定」について十分に語ったことにはならない。すでに述べたように、コーエン/アラートも、サブシステムにおける「討議の制度化」による、「影響力」あるいは「圧力」の行使を重視している。<sup>31)</sup> しかし、確かに「決定」は、様々な「影響力」や「圧力」の交錯する過程で行われるものであるとしても、それらが直接に「決定」を導くわけではない。また「決定」と、その結果に対する「責任」は、たとえ戦略的行為であつても、問われざるをえない。その意味では、「決定」の問題は、戦略的行為とコミュニケーション的行為を区別することは、論理レベルを異にするのである。現代社会において「決定」は、ますます重要になっていのであるか、<sup>32)</sup> ハーバースマス、そしてコーエン/アラートは、この領域について必ずしも十分な理論的関心を示しているとは言えないのである。

最後に、個人レベルでの主体形成の問題である。現代社会が、U・ベック Ulrich Beck の言うように「個人化」の趨勢をその重要な特徴とするならば、<sup>33)</sup> そこを出発点として、すなわち「個人化」という状況の「内部」(ウォルツァー)

を出発点として、どのようにして集合的な水準（集合的行為主体）が構成されるのかこそが問われなければならない。しかしハーバーマスは、「個人化」に対して、言わば「外部」から間主観的な観点の重要性を主張するに止まっているようであるし、<sup>34</sup>コーエン／アラートも、「新しい社会運動」あるいは「アソシエイション」という集団レベルに焦点を当てるものの、具体的な諸個人から議論を立ち上げるといふ志向性はあまり見受けられない。つまり、具体的な諸個人から集団を構成するという水準と、すでに（ある程度）構成された集団がどのように活動するかという水準は、区別されるべきであり、とりわけ前者の水準の考察が現代社会においては必要なのである。<sup>35</sup>

ドイツの政治理論家であるC・オッフエ Claus Offe は、ハーバーマスやコーエン／アラートらと共通の問題関心を持ちながらも、とりわけ八〇年代後半以降、彼らが十分には取り組んでいない、上記のような諸論点を踏み込んだ議論を展開している。<sup>36</sup>それゆえ、ここまで見てきたような理論状況を前提とすれば、そこにおいてオッフエの占める位置を確定し、その理論の意義を引き出すことは、今日の政治理論にとって有意義な作業となると思われる。ただし、本稿は、直ちにこの作業に取り組むのではなく、六〇年代後半から八〇年代前半までの彼の議論の検討に課題を限定することにした。その理由は、オッフエの理論が、彼が学問的活動を始めてから現在までのおよそ三〇年の間に、大きな変容を遂げており、しかも、七〇年代末から八〇年代前半にかけての時期が、その転換期に当たると考えられるからである。したがって、この時期を固有に取り上げ、その変容の内実、及びその意味を検討することによって初めて、八〇年代後半以降のオッフエの理論展開の政治学的意義を明らかにすることも可能になると思われるのである。その意味では、本稿は、ここまで述べてきた問題に取り組むための序論的作業としても位置づけられるものとなる。

註

- (1) 「不可逆性」を主張する研究として、以下を参照。Göran Therborn and Joop Koebroek, "The Irreversible Welfare States", *International Journal of the Health Services*, vol.16, no.3, 1986. 山口定「政治体制」(東京大学出版会、一九八九年)。
- (2) 八〇年代の比較福祉国家研究の理論動向については、以下の諸研究を参照。石田徹「自由民主主義体制分析」法律文化社、一九九二年)。新川敏光「日本型福祉の政治経済学」(三一書房、一九九三年)。宮本太郎「福祉国家の形成と類型——比較福祉国家研究序説——」(『法学新報』第九五卷第一・二二号、一九八九年)。同「福祉レジームと労働戦略」(『季刊 社会保障研究』第二七巻第四号、一九九二年)。Christopher Pierson, *Beyond the Welfare State?*, Cambridge: Polity Press, 1991. 田中浩／神谷直樹訳「曲がり角にきた福祉国家」(未來社、一九九六年)。
- (3) 「不可逆性」論批判については、以下の文献を参照。Jens Borchert, *Die Konservative Transformation des Wohlfahrtsstaates*, Frankfurt/M: Campus, 1995. Ramesh Mishra, *The Welfare State in Capitalist Society*, London: Harvester Wheatsheaf, 1990. 丸谷冷史他記「福祉国家と資本主義」(見洋書房、一九九五年)。C.Pierson, *Beyond the Welfare State*. 小野耕二「現代西ドイツ政治過程分析序説」(『法政論集』第一三二号、一九九〇年)。「ポスト福祉国家」については、例えば、同「先進諸国における国家の変容」(『法政論集』第一七〇号、一九九七年)。もちろん、九〇年代に入っても「不可逆性」を主張する研究も存在する。たとえば以下の著作を参照。Paul Pierson, *Dismantling the Welfare State?*, Cambridge: Cambridge University Press, 1994.
- (4) 「福祉国家」という場合に、その概念の内実として何を重視するかによって「ポスト」理解の相違が生じてくるものと思われる。私見では、現時点における「ポスト福祉国家」とは、国家による社会的な再配分政策自体が解体されることではなく、少なくとも第二次世界大戦以降の先進諸国において、左右を問わず主要な政治勢力の間で共通の了解事項(コンセンサス)として成立していた体制としての「福祉国家」が、それへの反対も含めたイデオロギー的・政治的争いの対象となったこと、すなわち、その意味での「福祉国家」に対するコンセンサスの崩壊を意味する。

- (5) Ramesh Mishra, "Social Policy in the Post Modern World", in Christopher Jones (ed.), *New Perspectives on the Welfare State in Europe*, London: Routledge, 1993, p.18. なお、引用文中の「」は、引用者が補足のために挿入したものである。以下でも同様。
- (6) *Ibid.*, p.36.
- (7) J. Borchert, *Die Konservative Transformation des Wohlfahrtsstaates*, Christopher Pierson, *Socialism after Communism*, Cambridge: Polity Press, 1995. なお、「福祉の(再)政治化」は、ピアソンの言葉である。C.Pierson, *Beyond the Welfare State?*, pp.219-221. 邦訳、四〇六―四二二頁。
- (8) 佐々木毅「20世紀型体制についての一試論」(『思想』第八五六号、一九九五年)、二二二―二五―二六頁。
- (9) 山之内靖「方法的序論」(山之内靖・ヴィクター・コシュマン・成田龍一編『総力戦と現代化』、柏書房、一九九五年)、九―一三―三八―四〇頁。
- (10) Michael Walzer, *Interpretation and Social Criticism*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press, 1987. 大川正彦・川本隆史訳『解釈としての社会批判』(風行社、一九九六年)、二二頁。ウォルツァーは、この問題を、「発見」「発明」「解釈」という、道徳哲学の三つの方法を区別しながら論じている。「発見」と「発明」は、「現存する道徳を判断する際の何らかの外的で普遍的な基準を見つけたそうという希望を抱きつつ、「現存する道徳の世界から」逃亡しようとする努力にはかならない」とされる。ウォルツァーは、「その努力は見上げたもの」でだが、しかし「不必要」であると主張する。なぜなら、「現存するものの批判は、現存するものそれ自身に内在する原理から始まるし、あるいは始まりうるから」である。このような発想に立つのが、「解釈」の道なのである。
- (11) 山之内前掲「方法的序論」、三九―四〇頁。
- (12) この政治のより具体的なイメージは、「政治的感受性と批判精神をもった市民が一定数存在し、彼らの地道な活動、市民運動、自発的共同社会の営みを基盤としたミクロなデモクラシーの政治が、いたるところに散在し、それらのあいだにネットワークが

- 張りめぐらされている」というものである(千葉真「デモクラシーと政治の概念」、『思想』第八六七号、一九九六年、一〇頁)。
- (13) 千葉真『ラディカル・デモクラシーの地平』(新評論、一九九五年)、一二〇頁。以下では、『ラディカル』と略記する。
- (14) 千葉前掲「デモクラシーと政治の概念」、一六―一七頁。
- (15) 千葉『ラディカル』、一〇四―一〇六頁。
- (16) 例えば千葉は、井上達夫の「多数者による少数者支配」という民主主義批判に対して、「むしろ問題は、少数者と多数者を含む民衆全般が、少数の『政治経済体制』の一握りのエリート支配の下に脱政治化されつつある事態なのである」と反論している(千葉『ラディカル』、一九一頁)。
- (17) 恐らくその鍵は、ラディカル・デモクラシーは「現実主義的人間像」に依拠するという言明や、政治が「最終的な公的決断と権力行使」に関わるという指摘を、更に掘り下げることにあると思われるが、少なくとも現時点においては、その取り組みは十分には行なわれていない(千葉前掲「デモクラシーと政治の概念」、一四―一五頁)。
- (18) Barbara Epstein, "Radical Democracy and Cultural Politics", in David Trend (ed.), *Radical Democracy*, London: Routledge, 1996, pp.134-135, 137.
- (19) 佐々木前掲「20世紀型体制に関する一考察」、二二六頁。
- (20) Jean Cohen and Andrew Arato, *Civil Society and Political Theory*, Cambridge, Massachusetts: MIT Press, 1992, p.451. 以下では「Cohen and Arato, 1992」を略記する。
- (21) 「自己制約 (self-limitation)」とは、市民社会・国家・経済の区別を承認することによって、経済的自由主義と国家主義の両者を回避し、国家や経済の制御メディアと両立可能な(逆に言えば、制御メディアの存在意義を認めた上で)、市民社会における政治的行為の活性化それ自体を目標とすることである。次の一節に、コーエン/アラートの「自己制約」の内実が端的に表現さ

れている。「民主的に構造化されたアソシエイションと公共空間、すなわち『市民社会』内部での政治的行為主体・政治的行為の類の多元性は、それ自体、目標と見なされる。実際、行為主体の多くは、自らの行為を民主的な政治文化を復活させ、社会的行為の規範的次元を政治生活に再導入する試みとして理解している。これが、自己制約的ラディカリズムの意味である。」(Jean Cohen, "Strategy or Identity", *Social Research*, vol.52, no.4, 1985, p.670.)

(22) Jean Cohen and Andrew Arato, "Politics and the Reconstruction of the Concept of Civil Society", in Axel Honneth, Thomas McCarthy, Claus Offe, und Albrecht Wellmer (Hg.), *Zwischenbetrachtungen*, Frankfurt/M.: Suhrkamp, 1989, SS.501-502. この主張は、ハーバーマスの批判でもある。ローエン／アラートによれば、ハーバーマスは、「生活世界の防衛を重視するが、それと同程度に重要な政治的・経済的サブシステムの制御・再規制というプロジェクトは重視していない」のである (Cohen and Arato, 1992, p.471)。

(23) Cohen and Arato, 1992, pp.479, 487, 713, n.134.

(24) Roland Axmann, *Liberal Democracy into the Twenty-First Century*, Manchester: Manchester University Press, 1996, p.77. アクストロメンは、それゆえ「ローエン／アラートにおいて、「国家／政治システムが、依然として、社会的制御のメカニズムとして適切に概念化されるかどうか」という問題を議論する可能性が失われたと論じている。ちなみにハーバーマスは、この問題に言及している。以下の文献を参照: Jürgen Habermas, *Der philosophische Diskurs der Moderne*, Frankfurt/M.: Suhrkamp, 1985, 三島書一他訳『近代の哲学的ディスクルスー・II』(岩波書店、一九九〇年)の第XX章「近代の規範的内容」、五八一―六二七頁。J.Habermas, "Die Krise des Wohlfahrtsstaates und die Erschöpfung utopischer Energien", in ders.: *Die Neue Unübersichtlichkeit*, Frankfurt/M.: Suhrkamp, 1985, SS.141-163. 河上倫逸監訳『新たなる不透明性』(松籟社、一九九五年)、一九三―二二二頁。

(25) R. Axmann, *op.cit.*

(26) その二元論的傾向の問題性について、例えば「山之内靖『システム社会の現代的位相』(岩波書店、一九九六年)、二七二―二九七頁、を参照。山之内への批判を含む、山崎仁郎「公共性」の今日的位相」(名古屋大学『社会学論集』第一五号、一九九四

年)も見よ。また、「生活世界」による「システム」への影響力の間接性を批判するものとして、中村健悟「現代ドイツの『市民社会』論争——ハーバーマス、グラムシ、ヒルシュ」(大阪市立大学『経済学雑誌』第九七巻第一号、一九九六年、二四—二五頁)を参照。中村は、「新たな政治的意思形成回路の創設」を通じた「民主的で根本的な規制」あるいは「より直接的な民主的意思形成の制度と手続き」の必要性を主張している。しかし問題は、ハーバーマスやコーエン/アラートが、リベラル・デモクラシーに対して直接民主主義を規範的にアプリアリに上位に置くような民主主義のヴィジョンを克服しようとしていることの意味を最大限汲み取った上で、このような批判がなされているのかどうかであろう。

- (27) Jürgen Habermas, *Philosophisch-politische Profile*, Frankfurt/M.: Suhrkamp, 1981, SS.241-243. 小牧治・村上隆男訳「哲学的・政治的プロフィール」(未来社、一九八四、一九八六年)、三四—三四四頁(ただし訳は一部変更してある。以下で邦訳がある場合も、訳を変更している場合がある)。この著作に言及している研究として、姜尚中「公共性の再興と対話的合理性」(藤原保信・千葉眞『政治思想の現在』、早稲田大学出版会、一九九〇年)がある。ハーバーマスにおける「戦略的行為」の位置づけについては、山崎仁朗「J・ハバーマスにおける『労働』と『相互行為』の位置づけをめぐる——『市民的公共性』をどう考えるか——」(名古屋大学『社会学論集』第一四号、一九九三年)も参照のこと。
- (28) J. Habermas, *Philosophisch-politische Profile*, S.243. 邦訳、三四四頁。
- (29) Jane Mansbridge, "Using Power/Fighting Power: The Polity", in Seyla Benhabib (ed.), *Democracy and Difference*, Princeton: Princeton University Press, 1996, p.47. 山口節郎「正統性」(『岩波講座 現代思想 16 権力と正統性』、岩波書店、一九九五年)、一一九—一二二頁。
- (30) Cohen and Arato, 1992, p.487.
- (31) この点については第一章で論じる。
- (32) ベックによれば、「個人化」とは、「第一に、産業社会の生活様式の脱埋め込みであり、第二に、諸個人が自らの生活歴自体を

- 創作・上演・補修しなければならぬ新しい生活様式による、産業社会のそのの再埋め込み」のことである (Ulrich Beck, "The Reinvention of Politics", in U. Beck, Anthony Giddens, and Scott Lash, *Reflexive Modernization*, Cambridge: Polity Press, 1994, p.13. 松尾精文・小幡正敏・叶堂隆三訳『再帰的近代化』而立書房、一九九七年、三〇頁)。
- (33) Jürgen Habermas, *Nachmetaphysisches Denken*, Frankfurt/M. Suhrkamp, 1988. 藤澤賢一郎・忽那敬三訳『ポスト形而上学の思想』(未來社、一九九〇年)、二九〇—二九八頁。
- (34) この点については、森政稔「市民社会論のリニューアルとその理論的諸問題」(一九九七年度日本政治学会分科会E「ポスト福祉国家時代の市民社会と国家」報告)も参照のこと。
- (35) 日本においても、すでに多くのオッフエに関する、あるいは彼に言及した紹介・研究が存在するが、その中で、私が参照したものは以下の研究である。伊藤るり「新しい社会運動論の諸相と運動の現在」(岩波講座 社会科学の方法Ⅷ システムと生活世界』、岩波書店、一九九三年)。江川潤「経済的危機と民主主義的闘争論」(『法学新報』第九一卷第三・四号、一九八四年)。小野耕二「先進諸国における国家の変容」(『法政論集』第一七〇号、一九九七年)。庄司信「時代の診断」とそれへの応答」(『季刊 思想と現代』第一八号、一九八九年)。田口富久治「マルクス主義国家論の新展開」(青木書店、一九七九年)。同「政治学講義」(名古屋大学出版会、一九九三年)。星野智「後期資本主義における国家と社会」(『法学新報』第八九卷第五・六号、一九八二年)。同「現代における危機と正統化」(『思想』第七三〇号、一九八五年)。同「現代国家と世界システム」(同文館、一九九二年)。丸山正次「クラウス・オッフエの新しい政治論(上)(下)」(山梨学院大学『法学論集』第二八号、第二九号、一九九四年)。同「新しい社会運動とハーバーマス・オッフエのコンフリクト理論」(『法学研究』第六七卷第二二号、一九九四年)。水口憲人「大きな政府」の時代と行政」(法律文化社、一九九五年)。山口節郎「労働社会の危機と新しい社会運動」(『思想』第七三九号、一九八五年)。同「ハーバーマス以後の社会理論」(徳永恂編『フランクフルト学派再考』、弘文堂、一九八九年)。同「福祉国家のトリレンマ」(『岩波講座 社会科学の方法Ⅹ 社会システムと自己組織性』、岩波書店、一九九四年)。同前掲「正

統性」。山崎前掲「〈公共性〉の今日的位相」。山下治和「クラウス・オッフエの資本制国家論についての一考察(一)(二)」、『法政論集』第一〇六号、第一〇七号、一九八五年、一九八六年)。同「クラウス・オッフエの公共政策論」、『法政論集』第一〇八号、一九八六年)。同「クラウス・オッフエの教育政策論(一)(二)」、『法政論集』第一一三号、第一一五号、一九八六年、一九八七年)。

## 第一章 問題意識

### 第一節 問題の所在

オッフエは、最近出版された『モダニティと国家』と題する論文集の「序言」の冒頭において、次のように述べている。

行為者(actors)は行為が可能になるには、諸選択肢・諸制約からなるしばしば非常に複雑な空間に自らを位置づける必要がある。それらは自分がどこにいるのか、そして他の行為主体はどこにいるのかを知っている必要があるのである。政治分析の一つの目的が、少なくともそれが集合的に適切な行為の進路と結果に関係するがゆえに、この自己位置づけの作業の補助にあるということに異論を唱える人は、恐らくほとんどいないであろう。<sup>(1)</sup>

オツフェは、行為主体の行為が可能になるための条件は、行為主体が自らの位置を自分で把握できること（＝自己位置づけ）であると述べている。しかしなぜ、彼は、そのような行為主体の自己位置づけを、殊更に問題にしようとするのであろうか。その背景には、オツフェの次のような時代診断がある。すなわち、現代社会においては、行為主体構成に適合的な構造的諸条件が喪失しており、その存在を所与と見なすことはできない。したがって、政治を語ろうとする場合にはいやがおうにも行為主体の構成問題から取り組まざるをえないのである。

かつてレーニン Vladimir I. Lenin にとって、政治的に重要な問題とは、革命を担う主体が「何をなすべきか」であった。しかしオツフェにとって、そのようなレーニンの課題は、今日の政治が直面しているそれ以前の重要な問題を看過していると映る。レーニンにとっては疑問の余地のなかった政治的行為の担い手は、今ではどこにもいなくなってしまった。そしてこの担い手の喪失は、革命を目指す「前衛」的主体に限られたことではないのである。

以前の政治分析者には十分に周知され、当然と見なされていた政治的行為主体 (political agents) の多くは……その行為遂行能力の証拠の多くを失ってしまったように思われる：観察者も「政治的行為主体」それ自体もその明確な行為領域についてはっきりとした観念を持っていないように思われる。それら「政治的行為主体」のルールや役割・アイデンティティ・使命・責任が不確実になってきているので、まさに政治的行為能力 (political agency) という考え方そのものも不確実になってきているのである。<sup>(2)</sup>

ここで「政治的行為能力」とは、「集合的に拘束する諸選択を行ない、それを実行する能力」のことである。政治的行為主体が不確実になっている以上、政治的行為能力自体もまた不確実とならざるをえない。このような状況に

においては、主体とその行為能力とを当然の前提とした「何をなすべきか」という問題設定は、有効性を失ってしまふ。オッフエによれば、むしろ問題は「誰が引き受けるのか」でなければならぬ。<sup>(3)</sup>

このような問題関心は、オッフエの以前の議論からのある変化を示しているように思われる。オッフエが学問的活動を始めたのは六〇年代後半であるが、「政治過程における構造的要因の意図的要因に対する優位」<sup>(4)</sup>という表現に端的に示されているように、七〇年代後半までの彼の議論の関心は、政治過程及び政治的行為主体の活動を制約する構造的諸条件の考察にあった。したがってオッフエは、政治過程を「意味志向的行為によって媒介される社会的利害関係や意図の総和」として分析すること、すなわち、政治過程を「意図的に制御される行為の総体」として再構成することを拒否した。要するに、オッフエにとつて、政治過程を意図的に構成されるものと考ええることは、「全く非現実的」なことだったのである。<sup>(5)</sup>

九六年の『モダニティと国家』と七〇年代の見解との間に、記述レベルで相違が存在することは明らかである。『モダニティと国家』に収められた諸論文は、オッフエによれば行為主体の「行為能力 (agency) の見取り図を作成すること」に関わるものであり、その関心は、まずもって行為主体とその行為能力とに向けられている。これに対して、七〇年代の議論は、政治過程における特定の構造的制約の存在を強調し、行為主体に着目することの無意味あるいは「非現実性」を主張する。果たして、この相違は、単なる力点の置き方の変化に過ぎないのか、それとも力点の置き方に止まらない変化を意味しているのだろうか。

私には、この相違は、単なる力点の変化以上のものであるように思われる。そしてこの変化は、必ずしも明確な形態とは言えないが、七〇年代後半から八〇年代前半の時期に生じたと考える。それでは、それは一体どのような意味での変化なのか。本稿では、八〇年代前半までの時期のオッフエのテクストを対象として、それを、主として

「作為」の論理という視点から検討することによって、この問題を明らかにしたい。つまり、オッフエの政治理論において「作為」の論理は、どのような意味で論じられているのか、あるいは論じられていないのか、そしてその理由は何かといった問題を考察してゆく。その際、「制御」に焦点を当てることによって、オッフエにおける「作為」の論理の変容が国家・社会関係の変容とリンクしているということが、より明確になるであろう。このような観点からの分析によって、「単なる力点の変化以上のもの」を明らかにすることができると思われる。<sup>(6)</sup>

## 第二節 「作為」と「制御」

### (1) 政治と「作為」の論理

政治における「作為」とは何か、また「作為」を問題にすることにどのような意味があるのだろうか。ここで本稿において用いる「作為」の概念について説明しておきたい。<sup>(7)</sup>

「作為」について語ることは、ある構造あるいは制度が、人間の行為の所産であると語ることである。「作為」とは、社会秩序が、神あるいはその他の超越的なるものによって構成されるのではなく、人間の意志によって構成される、人間の意志によって変更可能であることの確認である。人間の「作為」に基づく以上、秩序構成においては、恒常的に、不確定性あるいは偶発性の領域が存在する。かくして、そのような不確定性・偶発性を前提として、常に「決定」を行ない、それに対する「責任」を負わなければならないということになる。すなわち、「作為」を語るとは、「決定」による秩序構成に対する人間の「責任」を語ることを意味するのである。「決定」が人間の手に委ねられるとすれば、そこには常に、「誤る」可能性(可誤性)が存在する。したがって、「責任」とは、その「誤る」場

合も含めた結果に対して引き受けなければならないものである。また逆に、「決定」が「誤る」可能性を孕んでいるがゆえに、以前の「決定」によって構成された、既存の秩序を変更しようとする志向も生まれるのである。<sup>(8)</sup>

近年では、このような観点から政治を把握しようとする試みが活発化している。例えば、W・E・コノリー William E. Connolly は、政治を、「さまざま主張が表現を見出すことを可能にするが、いずれの主張にも最終的なあるいは全面的なヘゲモニーを与えない」という特質を持つものであると述べる。この主張が意味しているのは、「さまざま解決のある特定の複合体(つまりある生活様式)」の問題点(コノリーの言葉では「残酷さや損失」)は明らかにされる必要があるが、それはそういった問題点の存在しない「別の世界」ではなく、「あくまでもこの世界の中にある別の生活様式を参照することによって」なされるべきだということである。<sup>(9)</sup> ウォルツァーの「内在的批判」も、同様の主張と解することができる。それは、「現存するものそれ自身に内在する原理」に「説明を与える」こと、すなわち「解釈」に基づく批判だからである。<sup>(10)</sup> コノリーやウォルツァーによって共有されている政治のイメージとは、何らかの超越的な理念・規範の達成された社会を目標とし、この理念・規範の達成の程度によって現実の社会を評価するのではなく、人間の「作為」によつて構成される社会秩序である以上、異なる主張間に対立が存在することを肯定し、決定や合意は常にそのような対立の過程で形成される暫定的なものにすぎないことを積極的に承認するよきな政治のイメージである。

このように、政治を「作為」の論理から捉える重要性を強調するのは、現代社会においてこのような意味での政治の役割が、ますます重要になってきているからである。イタリアの社会学者である A・メルツァ Albert Melucci は、この点について次のように述べている。

複合社会において、政治は単に過去の残滓となつてしまつたわけではない。それどころか、政治的關係がこれほど重要であつたことはない。決定・選択・「政策」等の諸手段によつて複雑性を規制する必要性は、かつてないほど増大している。驚異的に急速な変化に従う諸システムの不確実性が減少させられるべきならば、そうした決定・選択・政策が、保証されなければならない。複雑性と変化は、決定の必要性をもたらすのである。…私は、政治的關係を、決定という手段によつて不確実性を減少させ、対立する諸利害の媒介を可能にするもの、と定義する。私は、複合社会の機能遂行にとつて、この意味での政治的關係を根本的 (fundamental) と考えている。<sup>(11)</sup>

ベックの「政治の再創造」の議論も、「個人化」の趨勢にある現代社会において、諸個人の「意志決定」が決定的に重要なことを理論的前提としてしているのであり、ここにメルツチと共通の主張を読み取ることが可能である。<sup>(12)</sup>メルツチもベックも複雑化する現代社会において、政治における「作為」の論理が重要になつてゐること(そして将来的にますます重要になること)を指摘してゐるのである。

ところで、オッフエにおける「作為」の論理を検討しようとする場合に、マルクス主義との關係で、「作為」の持つ意味を確定しておくことは必要であろう。オッフエが厳密な意味でマルクス主義の理論家であつたと言えるのかどうかについては異論がありうるにしても、<sup>(13)</sup>本稿で扱う時期の彼の議論は、主としてマルクス主義の国家論という文脈の中でその獨創性を評価されてきたからである。<sup>(14)</sup>ここでは、イギリスの政治理論家D・ヘルド David Held のマルクス主義評価を紹介しつつ議論を進めることにしたい。彼は次のように述べてゐる。

政治的なるものを経済的・階級権力への言及によつて理解しようとし、「独自」の活動形態としての政治概念

を拒否することによって、マルクス主義自体が政治から特定のイシュー類型を周辺化もしくは排除する傾向を有するのである。<sup>(5)</sup>

すなわち、ヘルドによれば、マルクス主義は「特定のイシュー類型」、すなわち「階級関係の事柄に還元されえない」イシュー、を軽視ないし無視し、「政治的なるものと経済的なるものとの間に想定された直接的な連関」のゆえに、「政治を自律的な領域として扱うことに失敗」してきたのである。<sup>(6)</sup>

もちろん、ヘルドのマルクス主義理解が妥当なものなのか、あるいは最近の理論にまで当てはまるのかという問題はありうる。というのも、とりわけ最近のマルクス主義の政治理論においては、まさにヘルドの指摘するような問題点の克服が理論的課題となっており、その際に、「作為」的視点の導入によって、「政治を自律的な領域として扱う」ことが目指されているからである。<sup>(7)</sup>しかし、逆に言えば、このような最近の理論動向は、「作為」の論理に焦点を当てることが、マルクス主義理論の「政治的なるものと経済的なるものとの間に想定された直接的な連関」という問題点の克服という観点からも、意義があるということを示すものと言いうるであろう。

## (二)「制御」と「作為」

オッフエの議論の中でも、とりわけ目を引くのは「制御」への関心である。この関心は、初期から最近に至るまで一貫している。それゆえ、彼の理論を理解しようとする場合には、その「制御」論の考察が、重要な課題となるはずである。ここで「制御」について論じておくのは、このような理由からである。

ところで、「制御 (Steuerung/control)」とは何か、またとりわけ本稿で注目する「作為」の論理との関係におい

て、どのような意味を有しているのであろうか。R・マインツ Renate Mayntz の議論を参照しながら、これらの問題について簡単に確認しておきたい。マインツによれば、その使用の頻繁さとは裏腹に、「制御」の内実は、ますます不明確になっている<sup>204</sup>。このような不明確さを克服するために、彼女は、まず「制御」を「システムをある状況から特定の別の状況にもたらしこと」を意味するものとして規定する。このような「制御」の規定に、「作為」の論理を見出すことは困難ではないだろう。マインツの言葉で言えば、「このような意味での制御は、まずもつて、『制御主体』（制御アクター）を前提とする」のである<sup>205</sup>。すなわち、「制御」は、「作為」を前提とするのである<sup>206</sup>。

オッフエは、「制御」についてとくに明確な定義を行っているわけではないが、それが社会システムの存続のための作用として考えられていることは間違いない。問題は、次の二点である。第一に、彼の「制御」において、「作為」の論理がどの程度組み込まれているのかということである。言い換えれば、「制御」を論じる際に、制御主体の側からのパースペクティヴが、どの程度取り入れられているのかということである。本稿の検討対象である初期の研究について言えば、そこでの制御主体である（資本主義）国家の「制御」に関するオッフエの叙述において、「作為」の論理がどの程度見受けられるのかについての検討が必要となるであろう。

第二の問題は、オッフエにおける制御主体の変化は何を意味しているのかということである。この問題は、一点目の、国家の制御における「作為」の論理の検討結果の評価にも関わってくる。後に詳しく見るように、八〇年代初期までには、オッフエは、国家による制御の限界を確認しているが、それを踏まえた上で、新しい制御の論理を展開するまでには至らなかった。しかし、八〇年代後半になると、「制御主体」の国家から市民社会の諸個人への変点が変化が明らかになる。オッフエは、八九年に発表された論文において、次のように述べている。

必要な制御の遂行は：国家による諸権利・諸資源の再配分の問題ではなく、言わば主体化 (subjektiviert) される。制御遂行は、国家の政治の舞台から立ち去り、直接に〈公衆〉(Publikum)、すなわち次のような人びとの生活実践において効果を表わすのである。その人びとは、自らの行為を集合的に合理的で、責任ある自己制約のルール (Regeln der kollektivrationalen und verantwortlichen Selbstbindung) に方向づける準備があり、また方向づけることができる。そして、その人々は、自らの機能的価値を強力に引き上げられるのである。国家による規制は、恐らく、この人びとのための準拠点を設定することができるが、しかし規範設定・貫徹のための唯一の権限を引き受けることはできないのである。<sup>(2)</sup>

これはきわめて重要な変化である。とりわけ、「制御遂行」が「いわば主体化される」という表現に注目すべきであろう。すなわち、「制御」は、国家によるその遂行の限界を経て、市民社会の諸個人へとその主たる担い手が変化することによって、「作為」の論理を取り戻すのである。もちろん、この場合に、市民社会の諸個人には、「制御」の担い手としての「責任」が求められるのであり、そのような「責任」感を醸成するための制度デザインが論点となるのである。そして主としてこの点において、国家の役割も再構成されることになるであろう。こうして、「制御」論における変容は、政治を国家レベルにおいてのみ捉えるならば、「作為」の論理の今日的展開を見失うことをも示唆しているのである。<sup>(2)</sup>

### 第三節 従来のオッフエ評価とその検討

ここで、「作為」という視点からオッフエのテキストを読み直す理由を、先行研究との関係で述べておきたい。オッフエがいわゆる「ネオ・マルクス主義」の理論家として、福祉国家論・現代国家論の刷新に多大な貢献を果たしたことについて、異論はないであろう。そのことを踏まえた上で、ここで検討しておきたいのは、次の二つの論点についてである。第一に、オッフエの方法をどのようなものとして評価するかという問題である。第二に、「福祉国家の矛盾」論の現時点での評価の問題である。

まず第一点目の問題について述べよう。従来、オッフエは、構造・機能主義的方法あるいはシステム論的方法を重視する、すなわち構造的要因を重視し、行為理論的観点の希薄な理論家と見なされることが多かった。<sup>24</sup> 私は、このような評価は全く間違っているが、決して正当な評価とも言えないと考えている。この論点の検討のために、まず、J・キーン John Keane の議論を取り上げてみたい。彼が編集したオッフエの英語論文集の一つである『福祉国家の諸矛盾』<sup>25</sup>の「序言」において、キーンは、オッフエが八〇年代初期になって、システム論的な概念装置をあまり強調しないか、あるいは放棄さえするようになっていると指摘している。<sup>26</sup> キーンが例示している論文は、八一年発表の「福祉国家の諸矛盾」と、八三年発表の「競争政党民主主義とケインズ主義的福祉国家」であるが、<sup>27</sup> これらの論文においては、「福祉国家政策の限界と実行可能性は、もはや匿名の社会諸構造やサブシステムの矛盾をほらんだ相互作用の結果としては分析され」ず、「したがって福祉国家諸制度は、社会諸領域と国家との内部の権力配分をめぐる諸闘争の媒体であり『かつ』結果として考察」<sup>28</sup> されていると述べているのである。すなわち、キーン

は、八〇年代初頭において、オッフエに理論的「変容」が生じているという見解をとっているのである。その「変容」とは、システム理論的方法の重視から紛争理論的もしくは行為理論的方法の重視へのそれである。

ところが、八四年以降の論文を見ると、システム理論的な方法が完全に放棄されたというわけではないことがわかる。八〇年代中期以降も、システム理論的方法を取り入れている論文は存在するし、<sup>28)</sup> 構造的契機を考慮しなくなったというわけでもない。<sup>29)</sup> 更に言えば、八〇年代以前の時期に、オッフエが、もっぱらシステム理論的方法のみに依拠していたというわけでもない。オッフエ自身は、行為理論かシステム理論かという問題は、分析対象がどちらのアプローチにより適合的かという問題であると述べたり、<sup>30)</sup> 双方に大きな違いはなく、システム理論はシステムの管理者の認識方法に対応しているがゆえに有効な分析道具であると述べたりしている。<sup>31)</sup> このような発言を見る限り、オッフエ自身はシステム理論的アプローチと行為理論的アプローチといった方法的問題をそれほど重視していないという理解も成立しうる。<sup>32)</sup> これらは、キーンの指摘が的を射たものではなかったことを意味しているのであろうか。

キーン以外のいくつかの研究を見ると、この論点についてはどちらかといえば控えめに言及するに止まっているようである。たとえば山口節郎は、先に取り上げたオッフエの発言等を参照しながら、オッフエはシステム理論の有効性に対する信頼をなお棄ててはいないようだが、しかしその一方で、行為理論的発想も保持している、と述べている。<sup>33)</sup> 「オッフエ自身の方法的立場が変わってしまったということは十分に考えられる」と問題提起的に述べる丸山正次の場合も、それ以上の論及には至らず、先に取り上げたキーンの指摘について、「現象的にはその通りであるが、それが方法論レベルでの転換を示すものなのかは依然として不明である」というコメントを行なうに止まっている。<sup>34)</sup> これらの研究は、オッフエの変容が明確な形で見出されると述べることには、なお慎重な立場を取ってい

ると言えるだろう。

もつとも、オッフエの理論的変容の指摘が困難な理由の一つは、オッフエの「理論」の性格にも求められる。オッフエの「理論」は、基本的には、ハーバーマスやN・ルーマンNiklas Luhmannのような体系的な社会学理論の構築を志向するものではなく、ベックあるいは最近のA・ギデンズAnthony Giddensのような「時代診断学」としての社会学理論という性格が強い<sup>(55)</sup>。したがってオッフエに、ハーバーマスやルーマンらのような体系的な社会学理論という意味での方法的厳密さを求めることは困難であるし、そもそも必ずしも正当な要求とも言えないのである。

しかし、だからといって、オッフエの構造と行為をめぐる方法的視座の変化を考察する意義がないとは言えない<sup>(56)</sup>。本稿では、構造と行為への重点の置き方とその変化の意味を問うという視点を選択する。すなわち、ある理論における構造・行為関係把握の認識論的・存在論的な妥当性を厳密に検証するのではなく、その理論における行為もしくは構造の重点の置き方(及びその変化)が、何を意味しているのかを問うのである。オッフエにおいては、構造的契機を常に視野に入れつつも、次第に行為主体の行為の契機を重視するようになってくるという変容が見られる。これに伴い、構造に対する行為の関係に変化が生じる。すなわち、行為の契機が重視されるようになるにつれて、構造を行為に対する「所与の」一方的な制約要因と見なす観点が弱くなってゆき、行為が構造に及ぼす作用についても論じられるようになるのである。私は、この意味で、先のキーンの指摘は基本的に妥当であると考える。

さらに、私は、オッフエにおいて構造の規定性が弱まってくることは、構造と行為だけではなく、彼の「制度」把握における変容にも焦点を当てることでより明確になると主張したい。H・ブーフシュタインHubertus Buchsteinも指摘するように、制度への焦点は、「政治的なるもの」の自律性を理解するための一つの方法である<sup>(57)</sup>。ブーフシュタイン自身は、制度に注目するアプローチと(政治的)行為に注目するアプローチを「政治的なるもの」の自律性理

解のための二つの方法として区別している。とはいえ、制度は必ずしも静態的な所与の構造と見なされるべきものではない。そうだとすれば、制度論には行為主体についての理論が不可欠ということになる。そして、この場合に、制度は「作為」の所産と見なされることになるのである。逆に言えば、制度を「作為」の所産と見ているかどうかを検討することで、政治の自律性・独自性把握の程度の測定が可能になるのである。

七〇年代後期までのオッフエは、制度を、その独自性を捉えようとする試みが見られるにも関わらず、結果的には構造とほぼ同一のものとして捉える視座が支配的である。つまり、制度を「作為」の所産と見なす視座はほとんど見受けられないのである。したがって、制度とは結局のところ、支配層の後期資本主義システム存続のための機能を担うものであり、それゆえ後期資本主義という構造の一部にすぎないことになる。

しかし、とくに八〇年代後半以降になると、「作為」の所産としての制度という視座が明確化してくる。制度は行為主体を制約するとともに、行為主体によって変革されるものとして捉えられるようになるのである。したがって、制度は、構造から分析的に区別され、自律的に作用しうるものと捉えられるのである。さらに、このように構造に対する制度の自律性を認識したことで、制度が民主主義的な改革にとって独自の意義を持つことを主張することも可能となったのである。この点については、オッフエの日本語版論文集『後期資本制社会システム』の「日本版への序文」が興味深い。この「序文」は、これまでほとんど注目されてこなかったが、オッフエの制度論における変容をよく示しているという意味で、重要である。オッフエは、次のように述べている。

政治的左派の側にある方法論的な制度軽視も間違っているのだ。つまりこの立場のせいで諸制度の文明的・解放的ポテンシャルが誤認されると同時に、これらのポテンシャルはどのようにして高められるのか、現実の社

会的権力関係や相対立する利害を前にしてどのようなようにしたら「これらのポテンシャルは」守られるのか、といった政治的に重大な問題も曖昧になる恐れがある。<sup>38</sup>

このように、八〇年代後半以降になると、制度による行為の制約だけではなく、制度が、行為に積極的に作用する可能性が、論じられるようになるのである。

オッフエの理論を、とりわけその変容という相において理解しようとする本稿及び私の今後の研究においても、オッフエにおける構造主義理論（システム理論）と行為理論（コンフリクト理論）の関係は、重要な論点となる。しかし以上のように、構造か行為かという単純な二分法を避け、その媒介項としての制度の論じられ方にも注目してゆくことが、オッフエ理解にとつても、また政治学にとつても有益であるように思われる。すなわち、「作為」と結びついた政治「制度」理解となつていくかどうかという観点から、オッフエ理論を検討することが非常に重要となるのである。<sup>39</sup>

次に、二点目の「福祉国家の矛盾」論（及びそれと結びついた「危機」論）の今日的評価に関する問題に移りたい。「福祉国家の矛盾」論・「危機」論については、とりわけ八〇年代中期以降、その限界あるいは問題点を指摘する論者が多くなつていく。<sup>40</sup> その批判はいくつかの論点に渡っている。たとえば、オッフエの言う「矛盾」は、果たして資本主義社会にのみ当てはまるものなのかという批判がある。<sup>41</sup> この批判は、「矛盾」論は資本主義社会よりもむしろ社会主義社会において当てはまるのではないかという主張と関連している。<sup>42</sup> またオッフエが主張した正統性の危機や蓄積の危機は実際には生じなかった、<sup>43</sup> もしくは新保守主義政権の一定の成功によって経験的に否定された<sup>44</sup> という評価もある。以上の疑問・批判はどちらかといえば経験的なものであるが、より理論的な批判としては、（ネオ）

マルクス主義者の「矛盾」は、語の正確な意味で「矛盾」ではないという批判や、「矛盾」は政治によって克服されるものと考えるべきとする見解<sup>46)</sup>などがある。

以上の多くの批判に共通しているのは、「福祉国家の矛盾」論及び「危機」論が、それが「矛盾」や「危機」と称するものの可能性を過大評価していたという評価であると思われる。実際、「矛盾」や「危機」が、それによって福祉国家が消滅・解体に追い込まれるという意味での「矛盾」や「危機」であったとすれば、確かにこの評価は妥当である。<sup>47)</sup>

また、「矛盾」論や「危機」論への批判は、オッフエにおける構造重視、及び行為主体や政治戦略の軽視を指摘しているという意味においても正しい。<sup>48)</sup> オッフエの「矛盾」論・「危機」論は、単純な崩壊理論ではなかったのだが、それでも論理的にはやはりシステム崩壊を視野に入れた理論構成となっていた。その原因は、結局のところ、この点に帰せられるものと考えられるからである。<sup>49)</sup>

しかし、少なくともオッフエに関して言えば、彼が「福祉国家の矛盾」あるいは「危機管理の危機」を主張した中心的意図は、福祉国家の廃棄・解体が差し迫っているという事態を理論化することではなかったということ忘れてはならない。オッフエが、第一義的に明らかにしようとしたことは、国家介入政策の限界についての論理的可能性を剔出することにあつたからである。<sup>50)</sup> したがって、問題は、「矛盾」論を過度に崩壊理論的ニュアンスを帯びたものとして捉えることを慎重に回避しつつ、その限界と乗り越えの論理的可能性をオッフエに即して解明することであればならない。その作業を通じて、オッフエにおける変容を明らかにすることも可能になると思われる。すなわち、「福祉国家の矛盾」論と、オッフエ政治理論における変容とを関連づけて考察することが重要なのである。

この観点から注目したいのは、八〇年代中期以降、オッフエが、「福祉国家の矛盾」について語ることがほとんど

なくなっているという事態である。<sup>(51)</sup>これは、オツフェが、行為主体と制度の観点を自らの理論に取り入れるようになったことによる、「作為」の論理の展開を意味しているのである。小野耕二は、最近発表された論文において、オツフェの福祉国家論について次のように述べている。

ここ「オツフェの八七年に発表された論文における「国家の機能限定」の議論」では……「福祉国家の持続性」への評価は影を潜め、それにかわって「国家権力の解体」が「望ましい」ものとして提示され始めているのである。多様な政治的・社会的アクターの登場が、新たな秩序像の展開を可能にしたと思われる。とすれば、この時点においては、「福祉国家」を「持続性」ではなく「可変性」の相において検討すること、その際にさまざまアクターの存在が大きな意義を有する、という国家認識に、オツフェが移行していたとみてとることができるであろう。<sup>(52)</sup>

小野は、オツフェが「福祉国家の矛盾」論から転換しつつあることを、「国家権力の解体」の肯定と、「政治的・社会的アクター」の行為によって形成される国家という認識という二点を根拠として確認している。私は、彼の認識を基本的に共有する。しかし「国家権力の解体」などの命題については、それが意味する内容等について、オツフェに即してより立ち入った検討が必要であるように思われる。とりわけオツフェは、「解体」を単に「望ましい」という観点からのみ見ているわけではない。<sup>(53)</sup>また、なぜオツフェにおいて「政治的・社会的アクター」が注目されるようになったのかという論点についても、小野の論文では、必ずしも十分に論じられているわけではない。したがって、小野の問題提起的な主張を踏まえつつも、これらの論点について、より理論的・方法的レベルにまで立

ち入った形での検討が、本稿及び今後の私の研究の課題として残されているのである。

以上のような問題意識を前提として、次章以下では、次のような順序で検討を進める。第二章では、六〇年代末から七〇年代におけるオッフエの「後期資本主義」社会論を、「作為」の論理の観点から、同時代の社会論との比較をも試みつつ、検討する。続いて、第三章では、同時期の国家論を取り上げて、そこにおける「作為」の論理とその限界について検討する。第四章では、主に七〇年代末から八〇年代初期にかけての集合行為・ミクロレベルへの問題関心に焦点を当て、その意義を考察する。そして、第五章では、このようなミクロレベルへの問題関心を経て、オッフエにおいて国家・社会関係がどのように変容したのかについて論じる。最後に、以上の検討を踏まえた上で結論と、今後の課題を述べて、本稿を閉じることとしたい。

註

- (1) Claus Offe, *Modernity & the State*, Cambridge: Polity Press, 1996, p. vii. 以下では、この著作を、Offe, 1996 と略記する。
- (2) *Ibid.*, pp. vii-viii.
- (3) *Ibid.*, p. viii.
- (4) Claus Offe und Wolf D. Narr, "Einleitung", in ders. (Hg.), *Wohlfahrtsstaat und Massenloyalität*, Cologne: Kiepenheuer & Witsch, 1975, S. 29.
- (5) *Ebd.*
- (6) 周知のように、「作為」は丸山眞男の主題であった（丸山眞男「近世日本政治思想における『自然』と『作為』」、『丸山眞男集 第二巻』、岩波書店、一九九六年）。ただし、本稿における「作為」は、必ずしも丸山のそれに即しているわけではない。

え、最低限、丸山の議論との関係で、「作為」の主体の問題について述べておきたい。丸山は、朱子学における「社会関係の『自然』への基底づけ」と、その徂徠学における「主体的作為」の論理への転換を明らかにした。荻生徂徠こそは、「誰が」という問題の近世最初の提起者であった。しかし、徂徠においては、「誰」が、「聖人或は徳川將軍という如き『特定的人格』である。ことは自明であった。これに対して、オッフエが「誰が引き受けるのか」と問う場合には、「作為」の主体はアプリオリには想定できない状況を踏まえている。問われるべきは、なぜオッフエにおいて、アプリオリに主体が想定できないのかという問題である。なお、丸山自身の「作為」の主体を国民的水準にまで展開しようとする試みとその評価については、最近の研究として、差し当たり以下の諸論文を参照。今井弘道「戦後民主主義の問題性」〔月刊フォーラム〕第九卷八月号、一九九七年。姜尚中「丸山真勇における〈国家理性〉の問題」〔歴史学研究〕第七〇一号、一九九七年。松本三之介「主体的人格の確立をめぐる」〔駿河台法学〕第一〇卷第二号、一九九七年。

(7) 以下の「作為」に関する叙述については、法学者の村上淳一の議論に示唆を得ているところが多い。村上の議論については、差し当たり、以下の諸文献を参照。村上淳一「ドイツ現代法の基層」〔東京大学出版会、一九九〇年〕。同「仮想の近代」〔東京大学出版会、一九九二年〕。同「現代法の透視図」〔東京大学出版会、一九九六年〕。同「ポストモダンリズムと責任感」〔UP〕第二八四号、一九九六年。同「法への歴史」〔東京大学出版会、一九九七年〕。同「罪咎・謝罪・責任」〔UP〕第三〇〇号、一九九七年。

(8) オッフエは、八〇年代後半以降、この「決定」と「誤る」という問題について論じるようになる。例えば、以下の諸論文を参照。Claus Offe, "Some Skeptical Considerations on the Malleability of Representative Institutions", in Joshua Cohen and Joel Rogers, *Associations and Democracy*, London: Verso, 1995. C. Offe, "Wider scheinradikale Gesten", in Gustaf Hofmann et al. (Hg.), *Die Kontroverse, Frankfurt/M: Eichborn, 1992*. C. Offe, "Demokratie und höhere Amoralität", in Akademie der Künste Berlin (Hg.), *Der Traum der Vernunft, Darnstadt / Neuweid: Luchterhand, 1986*.

- (9) William E. Connolly, *Political Theory & Modernity*, Oxford: Basil Blackwell, 1988, p.170. 金田耕市・栗栖聡・的射場敬一・山田正行 訳『政治理論とモダニティー』(昭和堂、一九九三年)、三二三頁。
- (10) M. Walzer, *Interpretation and Social Criticism*. 邦訳、二六―二七、八四頁。また、「はじめに」の註(10)も参照のこと。ウォルツァーは、「内在的批判」に、「社会との繋がりを欠いた批判」を対置させている。後者の問題点は、「批判が圧力となって、それを実践する者を操作と強制とに向かわせる」ことにある。それゆえ、結局その「目指すところは物理的な実力行使と選ぶところはな」い」ことになってしまうのである。このような批判に基づく政治のあり方は、「このみち人びとから共感を得ることができない」。ウォルツァーが、「社会との繋がりを欠いた批判」の例として挙げているのは、マルクス主義の資本主義批判・「虚偽意識」批判の方法や、異国の地に布教に赴いたキリスト教の宣教師による現地の人々の「説き伏せ」などである。
- (11) Albert Melucci, *Nomads of the Present*, Philadelphia: Temple University Press, 1989, p.165. 山之内靖・貴堂嘉之・宮崎かすみ訳「現代に生きる遊牧民」(岩波書店、一九九七年)、二二二頁。傍点による強調は筆者による。以下でも特に断りのない限り同様。なお、メルツァは、近著でも、この引用と同様の見解を示している。cf. A. Melucci, *Challenging Codes: Collective Action in the Information Age*, Cambridge: Cambridge University Press, 1996, p.211.
- (12) ベックの「政治の再創造」論については、以下の文献を参照。U. Beck, "The Reinvention of Politics", 前掲邦訳。U. Beck, *The Reinvention of Politics*, Cambridge: Polity Press, 1997. U. Beck, *Die Erfindung des Politischen*, Frankfurt/M.: Suhrkamp, 1993. また、村上淳一の下のような主張も、直接には裁判官の判決を念頭に置いたものとはいえず、「法の解釈」という箇所を「政治」と置き換えれば、その「決定」と「責任」の強調において、本稿における政治のイメージ及び社会におけるその役割についての議論と極めて類似している。「現代社会において必要なのはさまざまの価値に縦の序列をつけることではなく、上下関係のない異質な価値相互の関係をむしろ同一平面に並べて…その都度調整するための決定を繰り返してゆくことであり、だからこそ法の解釈においてもできるだけ多様な価値を法的に意味のある情報として顧慮した上で(利益衡量)、責任をもって主観的な決定(決定は結局

のところ主観的である)を行ってゆくしかない、ということになる。」(村上前掲『法』の歴史』、八九頁)。

(13) たとえば、B・ジェソップは、「オッフエは、正統派マルクス主義に対して、両義的で媒介された関係」にあり、「彼が、その仕事をマルクス主義理論への直接的寄与として提示することは、まれである」と述べている。ただし、ジェソップのオッフエ批判は、オッフエがマルクス主義の方法を軽視しているというのではなく、「理論的折衷主義」に止まっただけで、「接合の方法」にまで至っていないことに向けられている。「資本主義国家の形態と機能に関するその著作において、正当にもさまざまな説明原理に依拠しているにもかかわらず、かれ「オッフエ」は、その分析において、それらの一般的通約可能性も、それらの厳密な接合地点も確立しようと試みてゐない」(Bob Jessop, *The Capitalist State*, Oxford: Martin Robertson, 1982, pp.106, 137. 田口富久治・中谷義和・加藤哲郎・小野耕二訳『資本主義国家』、御茶の水書房、一九八三年、一三一、一六八頁)。

(14) 前掲のジェソップの著作の他に、例えば、以下の諸研究をも参照のこと。加藤哲郎『国家論のルネサンス』(青木書店、一九八六年)。田口前掲『マルクス主義国家論の新展開』。同前掲『政治学講義』。星野前掲『現代国家と世界システム』。

(15) David Held, *Models of Democracy*, 2nd ed., Cambridge: Polity Press, 1996, p.287.

(16) *Ibid.*, pp.288, 309.

(17) 例えば、次の文献を参照。Bob Jessop, *State Theory*, Cambridge: Polity Press, 1990. 中谷義和訳『国家理論』(御茶の水書房、一九九四年)。Ernest Laclau and Chantal Mouffe, *Hegemony and Socialist Strategy*, London: Verso, 1985. 山崎カラル・石澤武訳『ポスト・マルクス主義と政治』(大村書店、一九九二年)。これらを含む最近(八〇年代以降)のマルクス主義政治理論の全体的動向については、加藤哲郎『現代日本のリズムとストレス』(花伝社、一九九六年)の第V章「ポスト・マルクス主義とリベラリズム」、ジェソップの国家理論については、木原滋哉『国家へのレギュラシオン・アプローチ』(『経済評論』、一九九二年一月)を、それぞれ参照。

(18) Renate Mayntz, "Politische Steuerung und gesellschaftliche Steuerungsprobleme", in Thomas Ellwein et al.(Hg.), *Jahrbuch zur Staats- und*

Verwaltungswissenschaft, Bd.1, 1987, SS.91-92. マインツによれば、「制御概念は、明らかに多くの論者にとって、定義が『必要』なものとなされていない」。その結果として、「制御」は、「ある時には行為の類型として、ある時には過程として、そしてまたある時にはシステムの機能として理解されている」のである。

(19) Ebd., S.93.

(20) 経済学者の飯尾要も、同様の視点から「制御」概念を定義している(飯尾要「産業の社会的制御」、日本評論社、一九八一年、一〇—一頁)。飯尾によれば、「制御」(する)とは、「あるもの(A)があるもの(B)に働きかけて、Bの状態がAにとって望ましいものとなること」である。ちなみに、飯尾は、「主体の意思によらない、外部からの作用」を、「外乱」または「錯乱」と呼んで、「制御」と区別している。つまり「制御」は、ある主体の自覚的・意識的作用として把握されているのである。

また、山川雄巳は、「制御」と「対立・闘争」との関係について論じている。彼は、「制御」を「何らかの対象が具合の悪い状態におちいらぬように手当を加え、望ましい、より健全な状態へと導く作用」と規定し、政治を「社会的生活諸条件の公的制御」と定義する。山川によれば、「制御としての政治は、つねに対立・闘争の側面をもっている」。なぜなら、社会の「乱れ」や「不正」を「正し、秩序を回復しようとする」政治の制御作用は、いきおい、望ましくない状態との対立関係にたち、これと闘争することになる」からである(山川雄巳「政治学概論」第三版)、有斐閣、一九九四年、四一—六頁)。山川は、「制御」を「対立・闘争」という観点からも論じていることよって、「制御」における「作為」の要素をより明確化している。

(21) Claus Offe, "Fessel und Bremse", in A.Honneth et al.(Hg.), Zwischenbetrachtungen, S.743. この論文の英訳も、Offe, 1996 に収録されている。

(22) 以上の叙述の本格的展開は、今後予定している研究において取り組むつもりである。また、このような市民社会による制御の遂行としての「作為」の活性化と、国家における政治的行為主体による「作為」の論理(戦略的行為)についてのオフエの議論(福祉をめぐる政治過程の叙述や、緑の党論など)とが、どのような関係にあるのかという問題も、興味深い論点であるが、

その本格的検討も、今後の課題である。

(23) 例えば、ヒアソンは、オッフェの福祉国家に関する危機論・矛盾論を、「はっきりと明示的なマルクス主義のオーソドキシシーの侵害を伴う卓越した国家論への貢献」であり、「ポスト・マルクス主義」国家分析の登場に決定的な影響」を与えるものと評価している(Christopher Pierson, "New Theories on the State and Civil Society", *Sociology*, vol.18, no.4, 1984, p.565)。また、J.シントンもオッフェの最大のメリットを「介入主義的福祉国家による生産の問題の政治化に伴う紛争の場の移転に求めている(John Stilton, *Recent Marxian Theory*, Albany: SUNY Press, 1996, pp.108-150)。

(24) Axel van den Berg, *The Immanent Utopia*, Princeton: Princeton University Press, 1988, pp.367-463. Clyde W.Barrow, *Critical Theories of the State*, Wisconsin: The University of Wisconsin Press, 1993, pp.125-157. 日本の研究も、構造的要因を強調する理論家としてオッフェを位置づけている場合が多い。

(25) Claus Offe (ed by John Keane), *Contradictions of the Welfare State*, Cambridge, Massachusetts: MIT Press, 1984, 2)の著作を、以下で「4」Offe, 1984へ略記する。

(26) John Keane, "Introduction", in Offe, 1984, p.26.

(27) Claus Offe, "Some Contradictions of the Modern Welfare State", in Offe, 1984. C.Offe "Competitive Party Democracy and the Keynesian Welfare State", in Offe, 1984.

(28) 典型的なものの一例として Claus Offe, "Die Utopia der Null-Option", *Soziale Welt*, Sonderband 4, 1986. 2)の論文の英訳は次の通り。C.Offe, "The Utopia of the Zero-Option", *Praxis International*, vol.7, no.1, 1987. 2)の英訳版は後に「Offe, 1996」第一章として掲載されている。なお誤解のないように付言しておくとして、システム理論的な方法を用いるといっても全面的な受容という意味ではない。

(29) 八七年発表の次の論文でも、福祉国家への支持衰退の原因を、「現代社会の構造的変化」に求めている。Claus Offe, "Democracy against the Welfare State?", *Political Theory*, vol.15, no.4, 1987, pp.25-26. なおこの論文も後に「Offe, 1996」第八章として収録

- されている。
- (30) Claus Offe and Johannes Berger, "Functionalism vs. Rational Choice?", *Theory and Society*, vol.11, no.4, 1982, p.524.
- (31) Claus Offe, "Reflections on the Welfare State and the Future of Socialism", in Offe, 1984, p.257. 星野智訳「福祉国家と社会主義の将来」〔思想〕第七四三号、一九八六年)、九二頁。このようなシステムの論理と、システム管理者すなわちエリートの意図とを同一視する見方は、すでに七〇年代中期にも見られる。Claus Offe, "Review of R.Mayntz and F.W.Schappi, *Policy Making in the German Federal Bureaucracy*", *Administrative Science Quarterly*, vol.21, no.4, 1976, pp.745-746.
- (32) オッフエは方法的な「折衷主義」を自認している。クラウス・オフィェ「日本版への序文」(寿福真美編訳『後期資本制社会システム』、法政大学出版社、一九八八年)、vii頁。
- (33) 山口前掲「ハーバースマス以後の社会学論」、三〇八頁。
- (34) 丸山前掲「クラウス・オフィェの新しい政治論(下)」、五八一―五九頁。
- (35) S・ラッシュは、近年の社会学理論における「時代診断学」の隆盛を、現実と乖離しがちであった社会学理論にとつて好ましい傾向と評価してゐる。Scott Lash, "Reflexivity and its Doubles", in U.Beck et al., *Reflexive Modernization*, p.118. 邦訳「二一九―二二〇頁。
- (36) H・ディーンは、オフィェの議論が最近になって変化していることを指摘しつつも、それは実質的变化ではなく強調の変化であるとしている。しかし、このような理解では、オフィェにおける方法的視座の変化とその意味を十分に認識することはできない。Hartley Dean, "Offe", in Vic George and Robert Page (eds.), *Modern Thinkers on Welfare*. London: Harvester Wheatsheaf, 1995, p.227.
- (37) Hubertus Buchstein, "Parspektiven kritischer Demokratietheorie", *Prokla*, H.22, Nr.1, 1992, SS.118-119. ブーフシュェタインは「いわゆる「フランクフルト学派」の「批判理論」における「政治」理論の欠如を指摘している。そして、「政治」の批判理論構築のた

めに、「政治的なるもの」の自律性を理解するための方法の一つとして、政治制度の固有の意味を考えることを挙げ、最近のオッフエをこの立場として位置づけている。

- (38) オッフエ前掲「日本版への序文」、vi頁。この「序文」の日付は、八七年九月となっている。ちなみに「訳者あとがき」では、日本語版のタイトル決定にまつわる次のようなエピソードが述べられている。それによれば、訳者は当初タイトルとして『後期資本制国家論』を提案したが、オッフエはそれに代わって『資本制的民主制の諸制度』を提案したということである。結局このオッフエの提案は「日本語として内容を十分伝えきれないと判断」されてサブ・タイトルとなったのだが、このエピソードは「序文」の内容とともに、オッフエの最近の立場を簡潔かつ明確に示していると思われる、興味深い。おそらくオッフエは「後期資本制国家」では、「序文」で述べたような政治制度の独自性が誤解されると考えたものと思われる。しかし訳者の提案も全く妥当性を欠いていたわけではない。なぜなら本文で述べたように、この日本語版論文集に収録された八〇年代以前の諸論文において、オッフエは制度を「文明的・解放的ポテンシャル」を秘めたものとしては描いていないからである。

- (39) このような制度理解を踏まえてオッフエ理論を検討している業績としては、コーエンの次の論文がある。この論文は七〇年代のオッフエの議論の問題点を考える上で、非常に有益である。Jean Cohen, "Between Crisis Management and Social Movements: The Place of Institutional Place", *Telos*, No.52, 1982.

- (40) 逆に、とくに八〇年代中期までは、これを「政治的危機」論としての危機論の再構成として評価する見解が多い。日本の研究では、例えば、以下を参照。田口前掲「マルクス主義国家論の新展開」。星野前掲「現代における危機と正統化」。山下前掲「クlaus・オッフエの資本制国家論についての一考察（一）」。

- (41) Rudolf Klein, "Review of Claus Offe, *Contradictions of the Welfare State*", *Journal of Social Policy*, vol.13, no.4, 1984, p.486.

- (42) Rudolf Klein, "O'Goffe's Tale: Or What can we Learn from the Success of the Capitalist Welfare State?", in C.Jones (ed.), *New Perspectives on the Welfare State in Europe*, p.11. D.Held, *Models of Democracy*, p.241.

- (3) D. Held, *Models of Democracy*, pp.248-253.
- (4) R.Klein, "O'Goffe's Tale", pp.11-12. C.W.Barrow, *Critical Theories of the State*, pp.121-123. バローによれば、「福祉国家はシステム分析的危機理論によつて予期されたよりも、はるかに多くのその財政的・行政的負担を放棄する能力を示した」のであり、ニューライトは、蓄積と正統化の間の想定された矛盾のいかなる考慮もなしで、福祉国家を縮小することに成功したのである。
- (5) Alex Pemberton, "Marxism and Social Policy: a Critique of the 'Contradictions of Welfare'", *Journal of Social Policy*, vol.12, no.3, 1983.
- (6) Ramesh Mishra, *The Welfare State in Crisis*, Harvester Wheatsheaf, 1984, pp.96-97. R.Mishra, *The Welfare State in Capitalist Society*, op.cit. pp.11-17. 邦訳：一三一―一七頁。新川敏光「国家と社会」(新潟大学『法政理論』第二一卷第四号、一九八九年)、七五頁。
- (7) ピアソンが、福祉国家は多くの諸問題に直面してきたし、これからも直面するであろうが、これらの諸問題とその潜在的には可能な解決法とを「危機」論理内で理解するのは誤りであると主張するのは、この意味、すなわち福祉国家の文字どおりの存続か廃棄かという二分法に関わる問題としての「矛盾」や「危機」の不適切さという意味においてである。Christopher Pierson, "Continuity and Discontinuity in the Emergence of the 'Post-Fordist' Welfare State", Roger Burrows and Brian Loader (eds.), *Towards a Post-Fordist Welfare State?*, London:Routledge, 1994, p.110.
- (8) この点についてもとても精密な批判を展開しているのは、バローである。
- (9) 例えば、次の諸論文を参照。Claus Offe, "Spätkapitalismus: Versuch einer Begriffsbestimmung", in ders., *Strukturprobleme des kapitalistischen Staates*, Frankfurt / M.: Suhrkamp, 1972, SS.23ff. C.Offe, "Legitimacy versus Efficiency", in Offe, 1984, p.133.
- (50) コーエンは、オッフエの危機(管理の危機)理論が「崩壊」理論ではなく、「構造的改革の限界の理論」であることを正しく認識していた。J. Cohen "Between Crisis Management and Social Movement", p.24.
- (51) ただしオッフエは、福祉国家の発展における「矛盾」の存在を完全に否定したわけではない。これについては、G・エスピング・グ・アンデルセン Gosta Esping-Andersen の『福祉資本主義の三つの世界』(*The Three Worlds of Welfare Capitalism*)に対する、オッ

フェの次の書評論文を参照のこと。Claus Offe, "Zur Typologie von sozial-politischen „Regimes“", Zeitschrift für Sozialreform, H. 39, 1993.

(52) 小野前掲「先進諸国における国家の変容」、一三六頁。小野が福祉国家を論じる際の基本的問題関心は、次の叙述に表現されている。「しかし、福祉国家をめぐる現代的問題状況は、このような指摘にとどまらない射程を有し始めていると思われる。それは、閉塞状況に陥ったとみられる福祉国家の再編方向をめぐる、多様な政治的主体が多様なプロジェクトを提示することによって、福祉国家をめぐる議論状況が活性化し、福祉国家を『可変性』の相においてとらえることが可能となってきたからである（一二三二頁）。」

(53) 例えば、『モダニティと国家』における次のような主張を参照。「実際、強い国家は、それ自体は、そしてそれだけでは、望ましくない。なぜなら、もし法と民主主義的メカニズムの効果的な支配によって制約されなければ、市民とその権利にとつての脅威となりうるからである。しかしながら、（政府、政党、あるいはその他の集合的アクターの）政治的な強さが、集合的利益の保護、及び改良主義的社会変革戦略によって決定的な装置（crucial device）である限り、『弱い』国家もまた、望ましいオルタナティブではない（Offe, 1996, p. ix）。」